

市立大学病院手術室感染性産業廃棄物処理業務委託仕様書

本仕様書は、名古屋市立大学病院の手術室等から発生する感染性産業廃棄物の処理業務委託(収集運搬・処分)に関して定めるものである。

1 処理対象施設 名古屋市立大学病院

2 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 許可証の提出

本契約を締結するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項及び第6項の規定に基づき、収集・運搬及び処分の許可証の写しを提出しなければならない。

4 契約方法

収集運搬業務は落札した業者と、処分業務は委任状(様式5)に記載された業者と契約を締結する。このとき、収集運搬業者と処分業者が異なる場合は、処分業者と公立大学法人名古屋市立大学契約規程第20条第1号による随意契約を締結する。なお、業者が同一の場合は、収集運搬と処分を合わせた契約を締結する。

5 廃棄物の予定数量(概算)

品 目	予定数量(最大量)
A シャープスセーフティコンテナー 50L	900 個 (45,000L)
	総合計 45,000L

6 処理容器とその用途

処理容器は次の指定する容器とする。

A シャープスセーフティコンテナー 50L

- ・ 容量は50Lとする。
- ・ 耐貫通性のある堅牢なものでかつ、廃液等が漏洩しない密閉容器

7 処理容器の事前搬入

受託者は、あらかじめ指定した処理容器を、毎週指定日および委託者から特に要請のあったときに手術室等へ、委託者の指示に基づき指定数を搬入しておくものとする。

8 廃棄物の処理の方法

- (1) 廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の5に規定する基準に従い行うものとする。
- (2) 受託者は、委託者からの連絡により、委託者の立会いのもとで、所定の廃棄物収集場(別紙1)において、保管している廃棄物を収集し、運搬すること
- (3) 処理容器に入れられた廃棄物は、血液等の体液が付着したものであり常温で長時間保管すると腐敗するため、こまめに収集すること。(最低でも週1回以上の収集を実施すること)
- (4) 受託者は、収集後、廃棄物収集場の清掃を行うものとする。

- (5) 廃棄物を入れる処理容器は委託料に含めるものとする。
- (6) 受託者は、運搬先となる中間処分を行う業者名、代表者名、所在地、処分場の処理能力を契約書に明記する。なお、所在地については実際に処分を行う工場の所在地を明記するものとする。
- (7) 収集した処理容器を契約書に定められた処分場へ運搬を行うものとする。
- (8) 原則として処理容器ごと焼却または熔融することとし、中の廃棄物を容器から出してはならない。
- (9) 本契約締結後、委託者は受託者の届出をした処分場の視察を行うこととする。

9 再委託の禁止

受託者は収集・運搬業務を第三者に再委託してはならない。

ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の12に基づき、事前に委託者から書面による承認を受けた場合はこの限りではない。

10 電子マニフェストによる確認（集荷目録）

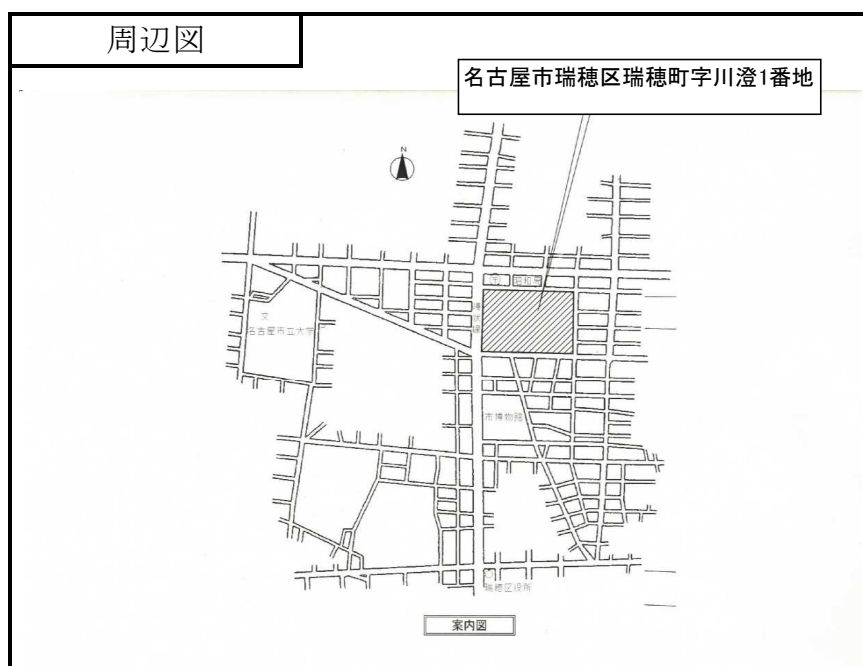
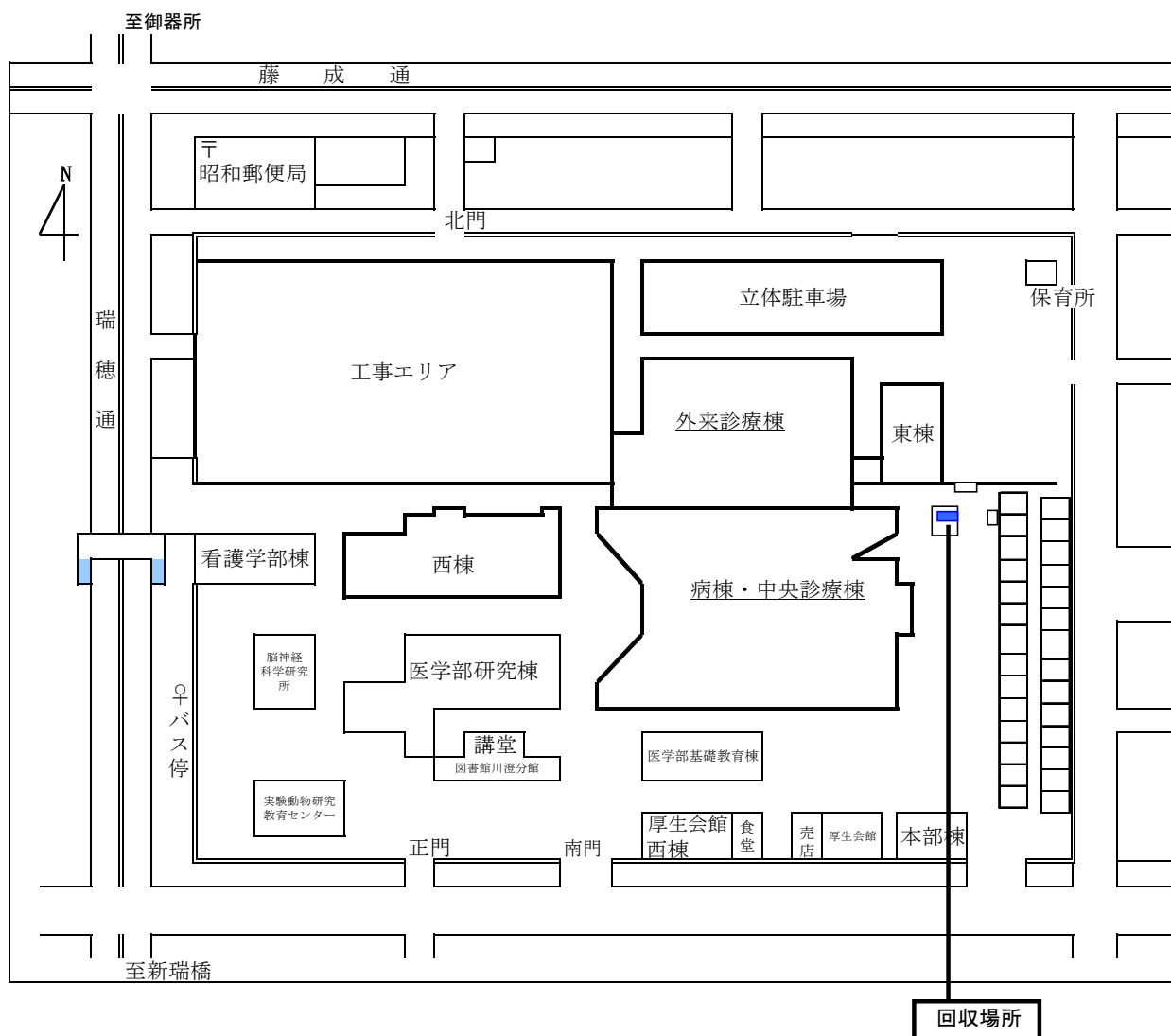
収集の際には、電子マニフェスト(特別管理産業廃棄物管理票)により処理の概要を確認し、処分完了時には、電子マニフェストにより報告を行うものとする。なお、電子マニフェストに対応していない場合は、事前に委託者に申し出ること。

11 委託料の請求

受託者は毎月末日で締め切り、処理した廃棄物の量(個数)に応じて単位あたりの単価を乗じた額に消費税及び地方消費税額を加えた額を請求するものとする。

12 その他

- (1) 業務遂行上知り得た秘密は別紙 2「情報取扱注意項目」に従い、他に漏らさないこと。業務を解かれた後も同様とする。
- (2) この契約による事務の処理の委託を受けた者は、この契約による事務を処理するにあたり、障害のある方に対して、別紙 3「障害者差別解消に関する特記仕様書」に則った対応をしなければならない。
- (3) 受託者は、業務従事者が大学施設、設備、備品等の物品を破損、汚損した場合、あるいは職員、患者等を負傷等させた場合、受託者の責任においてこれに対処すること。また、契約締結後、早期に賠償責任保険への加入を証明する書類を委託者に提出すること。
- (4) 受託者は月毎の最終処分が完了した時点で「作業完了報告書」を提出することとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、委託者との協議の結果に従うものとする。
- (6) 受託者は、大学敷地内及びその周辺道路では喫煙しないこと。
- (7) 受託者は、契約期間の満了または解約等により、本業務を受託者以外の事業者引き継ぐ必要が生じたときは、引継ぎが円滑に行えるよう協力すること。



情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。